

松山地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

(基準年度：平成30年度)

(1平方メートル単価・単位：円)

種類	構造	木	造	れんが造・ コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋 コンクリート造
居室		86,000	-	96,000	100,000	122,000	-	
共同住宅		82,000	-	96,000	100,000	122,000	-	
旅館・料亭・ホテル		-	-	-	-	-	-	
店舗・事務所 ・百貨店・銀行		69,000	-	68,000	85,000	-	-	
劇場・病院		-	-	-	-	-	-	
工場・倉庫・市場		42,000	-	36,000	60,000	-	-	
土蔵		-	-	-	-	-	-	
附属家		49,000	-	42,000	70,000	-	-	

※ 本基準により難しい場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

※ 登記上の「建物の種類」については、不動産登記規則第113条第1項及び不動産登記事務取扱手続準則第80条第1項において具体的に規定されているほか、同項において「これにより難しい場合は、建物の用途により適当に定めるものとする。」とされているところ、これらの規則及び準則の規定において具体的に定められた合計37種の建物の種類については、別紙「建物の種類別の認定基準対応表」に定めるとおり適用する。

建物の種類別の認定基準対応表

	建物の種類(不登規則及び不登準則)	評価のない新築建物の課税標準価格の認定基準上の「建物の種類」
1	居宅	居宅
2	店舗	店舗・事務所・百貨店・銀行
3	寄宿舍	共同住宅
4	共同住宅	共同住宅
5	事務所	店舗・事務所・百貨店・銀行
6	旅館	旅館・料亭・ホテル
7	料理店	旅館・料亭・ホテル(又は店舗)
8	工場	工場・倉庫・市場
9	倉庫	工場・倉庫・市場(又は土蔵)
10	車庫	附属家(又は倉庫)
11	発電所	工場・倉庫・市場
12	変電所	工場・倉庫・市場
13	校舎	店舗・事務所・百貨店・銀行
14	講堂	店舗・事務所・百貨店・銀行
15	研究所	店舗・事務所・百貨店・銀行
16	病院	劇場・病院
17	診療所	劇場・病院(又は店舗)
18	集会所	店舗・事務所・百貨店・銀行
19	公会堂	劇場・病院
20	停車場	工場・倉庫・市場
21	劇場	劇場・病院
22	映画館	劇場・病院
23	遊技場	店舗・事務所・百貨店・銀行
24	競技場	劇場・病院
25	野球場	劇場・病院
26	競馬場	劇場・病院
27	公衆浴場	工場・倉庫・市場
28	火葬場	工場・倉庫・市場
29	守衛所	店舗・事務所・百貨店・銀行
30	茶室	居宅
31	温室	工場・倉庫・市場
32	蚕室	工場・倉庫・市場
33	物置	附属家(又は土蔵)
34	便所	附属家
35	鶏舎	工場・倉庫・市場
36	酪農舎	工場・倉庫・市場
37	給油所	店舗・事務所・百貨店・銀行

※上記分類により難しい事情がある場合は、個別具体的に判断することとする。

また、上記分類にない「建物の種類」については、どの建物の種類に最も類似するか、個別具体的に検証し、「認定基準上の建物の種類」を適用すること。